

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 6月 14日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府中央区大手前1丁目7番31号（OMMビル）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 平川 良浩 電話06-6944-2521			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	154 台	0 台	0 台	179 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	21 台	0 台	0 台	22 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	簡易点検及び定期点検を実施し、点検結果を集約して保管している。			
	廃棄時	廃棄物適正処理要項を定め、関係者に周知し、いつでも閲覧できるようにしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品の機器について、3カ月に1回の簡易点検及び定期点検を実施した。 3月～5月にかけて試運転を行い、各機器の状況を確認した。			
	廃棄時	都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、代替フロンが適切に破壊されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数がより低い代替フロンを使用した機器を選択し更新する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。